銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。 第三十四条の十八(法第五十二条の二十三第三項に規定する内閣府令)第二(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの) (	一	3~8 (略) (銀行の子会社の範囲等) (銀行の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の範囲等) (銀行の子会社の範囲等) (銀行の子会社の範囲等) (銀行の子会社の音句は、100円の子会社の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の子会社の子会社の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の音句は、100円の子会社の子会社の子会社の子会社の子会社の子会社の子会社の子会社の子会社の子会社	改 正 案
第三十四条の十八(同上)(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)	二・三 (略) ニ・三 (略) (子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの) (子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)	3~8 (略) (銀行の子会社の範囲等) (銀行の子会社の範囲等) (銀行の子会社の範囲等)	現行

二・三 (略) ニュー 第十七条の三第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務

二・三 (略)

| 第十七条の三第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務|

## 長期信用銀行法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十三号)

は、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。 第五条の八 法第十六条の四第三項に規定する内閣府令で定めるもの (子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの)	二・三 (略) ニ・三 (略) 第四条の五第二項第一号から第十八号の六までに掲げる業務ものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。	第四条の六の二(法第十三条の二第六項に規定する内閣府令で定める(16(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)(17)(19)の19)の19)の19)の19)の19)の19)の19)の19	3~8 (略)	十九~三十九 (略)	第一項に規定する電子債権記録業	十八の六 電子記録債権法 (平成十九年法律第百二号)第五十一条		、次に掲げるものとする。	2 法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは	第四条の五 (略)	(長期信用銀行の子会社の範囲等)	改正案
第五条の八((同上)(子会社対象会社のうち長期信用銀行等から除かれるもの)	二・三 (略)	第四条の六の二(同上)(子会社対象会社のうち子会社対象銀行等から除かれるもの)	3~8 (略)	十九~三十九 (略)		(新設)	〜十八の五 (略)		2 (同上)	第四条の五 (略)	(長期信用銀行の子会社の範囲等)	現行

二・三 (略) 第四条の五第二項第一号から第十八号の五までに掲げる業務

## 信用金庫法施行規則 (昭和五十七年大蔵省令第十五号)

は、 では、 では、 では、 でにあるものは、次に掲げるもの( では、 でにあるものは、次に掲げるもの( では、 でにあるものは、次に掲げるもの( の子会社の範囲等) では、 でにあるものは、次に掲げるもの( では、 でにあるものは、次に掲げるもの( の子会社の範囲等) では、 でにあるものは、次に掲げるもの( の子会社の範囲等)	5 (同上) 現 行
信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に二項第二号に規定する内閣府今で定めるものに、次に扱いるもの(	
並びに附帯する業務を除く。)とする。	
	一~十八の五 (略)
第一項に規定する電子債権記録業十八の六 電子記録債権法 (平成十九年法律第百二号)第五十一条	(新設)
十九~三十九 (略)	十九~三十九 (略)
6~11 (略)	6~11 (略)
、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。12 法第五十四条の二十三第三項に規定する内閣府令で定めるものは	12 (同上)
第五項第一号から第十八号の六までに掲げる業務	第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務
(略)	- = (略)

協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)

(略)	二·三 (略)
第五項第一号から第十八号の五までに掲げる業務	第五項第一号から第十八号の六までに掲げる業務
	げる業務を専ら営む会社とする。
(同上)	12   法第四条の四第三項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲   12
6~11 (略)	6~11 (略)
十九~三十九 (略)	十九~三十九 (略)
	第一項に規定する電子債権記録業
(新設)	十八の六   電子記録債権法 (平成十九年法律第百二号)第五十一条
〜十八の五 (略)	
	る業務を除く。)とする。
	準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯す
	っては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に
	する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの ( 信用協同組合にあ
(同上)	5 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定   5
2~4 (略)	2~4 (略)
第四条 (略)	第四条 (略) 第
(信用協同組合等の子会社の範囲等)	(信用協同組合等の子会社の範囲等)
現行	改正案

## 保険業法施行規則 (平成八年大蔵省令第五号)

資産の流動化に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十八号)

十七 (略)	は、次に掲げる資産とする。第九十条 法第二百条第三項第四号に規定する内閣府令で定める資産(業務の委託)	改正案
一~十七 (略)	は、次に掲げる資産とする。第九十条 法第二百条第三項第三号に規定する内閣府令で定める資産(業務の委託)	現行

金融庁組織規則 (平成十年総理府令第八十一号) (附則第七条関係)

改正案	現行
(監督調査室等及び監督企画官等)	(等国画の場別の一般では、「一般では、「一般である。」(単語の一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、「一般では、
第八条 (略)	第八条 (略)
2~9 (略)	2~9 (略)
10 金融会社室は、総務課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさ	10 (同上)
どる。	
	->三 (略)
四電子記録債権の電子記録に関すること。	(新設)
11~16 (略)	11~16 (略)